

特 記 仕 様 書

委託業務名 令和 8 年度曾根池耐震調査業務
業務場所 大津市関津三丁目（別添位置図参照）

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査業務共通仕様書（農業農村整備編）（令和 8 年 2 月）、土木設計業務等共通仕様書（農業農村整備編）（令和 7 年 6 月）、滋賀県農政水産部」（以下「共通仕様書」という。）「土地改良事業設計指針「ため池整備」」（平成 27 年 5 月）、「土地改良事業設計指針「耐震設計」」（平成 27 年 5 月）によるものとする。

ただし、本特記仕様書と共通仕様書が、重複する事項で内容が一致しない時は、本特記仕様書が優先する。

第 2 条（業務の目的）

本業務は、土地改良事業設計指針「ため池整備（平成 27 年 5 月）」及び「耐震設計（平成 27 年 5 月）」に基づき、防災重点農業用ため池である曾根池のレベル 1 地震動に対する耐震性の詳細診断を行う。曾根池については、令和 5 年度に当課で実施済みのレベル 1 耐震調査（【イバ池基本設計ほか業務】にて実施済み）の結果により、レベル 1 地震動における耐震性を満たさないことが判明したため、本業務にて追加ボーリングを実施し、詳細な耐震性の照査を実施する。

第 3 条（大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について））

通報書は、別記様式第 1 号を用いるものとする。

第 4 条（資格要件）

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（令和 7 年 6 月改正）」で（農政水産部門関係）を参考に、業務 B（高度）に対応する技術者（農業土木部門）を配置すること。

なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

第5条（その他の特記事項）

1. 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
3. 次の表の左欄に掲げる共通仕様書の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
4. 各業務の読み替えについて

（地質・土質調査業務）

第101条第1項	滋賀県農政水産部	大津市
第102条第1項	滋賀県知事	大津市長
第102条第3項	職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第5に規定する	職務を行う者で、
第102条第4項	契約書第30条第2項	契約書第2条第2項
第102条第5項	契約書第9条の2第1項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第102条第9項	「滋賀県土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第107条第3項	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項	監督職員の権限は、土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部）滋賀県土木設計業務等委託契約書第8条第2項
第116条第1項	契約書第13条に定める地元関係者	地元関係者
第117条第1項	契約書第14条の定めに従って、監督職員	監督職員
第118条第1項	業務完了報告書	完了届
第118条第4項	滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）	大津市電子納品運用ガイドライン
第118条第4項	で正、副の2部提出する	について協議により提出部数を決定する
第120条第1項	契約書第30条第1項	契約書第2条第1項
第121条第4項	契約書第30条第2項に基づき検査	検査
第124条第3項	契約書第21条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事由により

第 125 条第 1 項	契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号	次の各号
第 126 条第 1 項	(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について	(1) 契約書に規定する一般的損害、契約書に規定する第三者に及ぼした損害について
第 127 条第 1 項	(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について	(1) 契約書に規定する一般的損害、契約書に規定する第三者に及ぼした損害について
第 128 条第 1 項	契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に	受注者に
第 129 条第 1 項	契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを	受注者は、契約書第 8 条に規定する承諾の有無にかかわらず、次の各号に掲げるものを
第 129 条第 4 項	滋賀県	大津市
第 130 条第 1 項	受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い	受注者は
第 131 条第 1 項	契約書第 1 条第 5 項	契約書第 11 条
第 135 条	契約書第 11 条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

共通仕様書第 111 条第 5 項、第 123 条第 1 項第 4 号、第 124 条第 4 項の規定は適用しない。

(土木設計等業務)

第 1101 条第 1 項	滋賀県農政水産部	大津市
第 1102 条第 1 項	滋賀県知事	大津市長
第 1102 条第 3 項	職務を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第 5 に規定する	職務を行う者で、
第 1102 条第 4 項	契約書第 30 条第 2 項	契約書第 2 条第 2 項
第 1102 条第 5 項	契約書第 9 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第 1102 条第 6 項	契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第 1102 条第 10 項	「滋賀県土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第 1106 条第 3 項	契約書の規定に基づく監督職員	監督職員の権限は、土木設計業務

	の権限は、契約書第 8 条第 2 項	等委託必携（滋賀県土木交通部） 滋賀県土木設計業務等委託契約書 第 8 条第 2 項
第 1107 条第 4 項	契約書第 9 条第 2 項	土木設計業務等委託必携（滋賀県 土木交通部）滋賀県土木設計業務 等委託契約書第 9 条第 2 項
第 1108 条第 2 項	滋賀県電子納品運用ガイドライ ン（案）	大津市電子納品運用ガイドライン
第 1115 条第 1 項	契約書第 13 条に定める地元関係 者	地元関係者
第 1116 条第 1 項	契約書第 14 条の定めに従って、 監督職員	監督職員
第 1117 条第 1 項	業務完了報告書	完了届
第 1117 条第 4 項	滋賀県電子納品運用ガイドライ ン(案)	大津市電子納品運用ガイドライン
第 1117 条第 4 項	で正、副の 2 部提出する	について協議により提出部数を決 定する
第 1119 条第 1 項	契約書第 30 条第 1 項	契約書第 2 条第 1 項
第 1120 条第 4 項	契約書第 30 条第 2 項に基づき検 査	検査
第 1121 条第 1 項	契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規 定する「予期することのできな い特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その 他の不可抗力	「予期することのできない特別な 状態」とは天災その他の不可抗力
第 1121 条第 2 項	契約書第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書 の変更	設計図書の変更
第 1122 条第 1 項	契約書第 29 条の規定に基づき委 託料	委託料
第 1123 条第 3 項	契約書第 21 条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事 由により
第 1124 条第 1 項	契約書第 19 条第 1 項の規定によ り、次の各号	次の各号
第 1125 条	契約書第 26 条に規定する一般的 損害、契約書第 27 条に規定する	契約書に規定する一般的損害、契 約書に規定する第三者に及ぼした

	第三者に及ぼした損害について	損害について
第 1126 条	(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について	(1) 契約書に規定する一般的損害、契約書に規定する第三者に及ぼした損害について
第 1126 条	(2) 契約書第 39 条に規定する契約不適合責任に係る損害	(2) 契約書に規定する瑕疵責任に係る損害
第 1127 条第 1 項	契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に	受注者に
第 1128 条第 1 項	契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを	受注者は、契約書第 8 条に規定する承諾の有無にかかわらず、次の各号に掲げるものを
第 1128 条第 5 項	滋賀県	大津市
第 1129 条第 1 項	受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い	受注者は
第 1129 条第 2 項	その費用負担を契約書第 7 条に基づき	その費用負担を
第 1130 条第 1 項	契約書第 1 条第 5 項	契約書第 11 条
第 1134 条	契約書第 11 条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

共通仕様書第1108条の2、第1110条第5項、第1120条第5項、第1128条第2項及び第4項の規定は適用しない。

5. 委託契約書と共通仕様書に記載されている内容以外の一般事項は次のとおりである
(地質・土質調査業務)

- ①. ボーリング及び土質等の調査位置は、監督職員と協議を行い決定するものとする。
- ②. 現場作業に先立ち、現地に立ち入る場合は、日時等を地元関係者に連絡し承諾を得た後、立ち入りを行うこと。
- ③. 調査業務に際して、立木等の伐採が必要となる場合は、事前に監督職員を通じて土地所有者等関係者の了解を得ること。また、立木等の伐採は最小限とし、むやみに伐採しないこと。
- ④. 調査業務にあたり、下記の変更が生じた場合は、双方の協議を行った上で契約内容の変更を行うものとする。
 - 1) 土質調査箇所数、延長数量または土層等において増減があった場合
 - 2) その他基本的な事項の変更が生じた場合

第6条（調査対象のため池諸元）

本業務における調査対象のため池諸元は、下記のとおりである。

名称	所在地	構造					重要度 区分
		種類	堤長 _(m)	堤高 _(m)	取水 施設	洪水吐	
曾根池	大津市関津三丁目	均一型	64.5	4.5	1箇所	1箇所	A種

第2章 業務内容

第1条（業務内容）

本業務における作業項目は、下記に示すものとする。

1. 耐震調査業務

本業務における作業項目は、別途【別紙1 耐震調査作業項目及び内容】に示すものとする。

2. 土質調査業務

本業務における作業項目は、別途【別紙2 土質調査作業項目及び数量】に示すものとする。

第2条（土質調査について）

1. ボーリング位置及び本数は、堤高が最も高くなる位置（過年度調査と同位置）において堤体上流及び下流の計 2 箇所それぞれ 1 本実施する。なお、ボーリング位置については、実施前に監督員と協議の上、決定すること。
2. 調査予定深度は、過年度実施済みの調査結果を考慮し判断すること。
3. 曾根池については、令和5年度の土質調査（イバ池基本設計ほか業務）の結果により、レベル1地震動における耐震性を満たさないことが判明したため、追加ボーリングを実施し、詳細な耐震性の診断を実施する。なお、追加ボーリングにより、過年度と土質が異なることが判明した場合は、監督職員と協議の上、追加の土質調査を行うことがある。その際は、設計変更の対象とする。

第3条（示方書、参考文献）

作業に適用または準用する基準書及び参考文献等は下記のように考えており、他のものを適用する場合は監督職員の承諾を得ること。

名 称	発行元
土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」、「水路工」	(社) 農業農村工学会
土地改良事業設計指針「ため池整備」	(社) 農業農村工学会
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会

第4条（貸与資料等）

貸与資料は、下記のとおりである。（別途打ち合わせによる。）

- ・「令和5年度イバ池基本設計ほか業務」の成果品の一部

第5条（留意事項）

設計作業上、特に留意する点は、次のとおりである。

1. 共通仕様書に示す参考図書、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明らかにすること。

第3章 打合せ

第1条（打合せ）

打合せは、土木設計業務等共通仕様書第1111条により行うものとする。その時期および回数については、下記の段階で行うものとし必要に応じて随時行うものとする。

また、1回に要する時間は0.5日とする。

- ・業務着手の段階 1回
- ・業務中間作業時の段階 1回
- ・報告書原稿作成段階 1回

なお、各作業中に指示、承認または協議した重要事項については、その内容を打合せ記録簿に記録して、そのつど監督職員に提示すること。

ただし、業務中間作業時の段階での打ち合わせについては、開催回数に応じ増減し、設計変更の対象とする。

第4章 成果品

第1条 (成果品)

本業務は電子納品対象業務であるが、電子納品成果品のほかに従来どおりの紙資料による成果品も納入すること。提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとする。

1. 報告書の製本はA4簡易可除式ファイルとし、長期の使用に耐えるものとする。
2. 図面のサイズはA4版を原則とし、図面の右下にタイトルブロックを設けること。

タイトルブロックの様式については監督職員と協議すること。

3. 文書、表計算のデータ形式は以下のとおりとする。

ワープロ	Microsoft Word 2010 以上
表計算	Microsoft Excel 2010 以上
図面等	DXF のファイル形式

○国分新池耐震調査業務

業務報告書（打合せ記録簿、照査結果等を含む）	2 部
電子媒体（CD-R）	2 部
図面 A4	2 部

第5章 安全対策

第1条（安全等の確保）

現道上での資材の積卸日に、県道上に車両の駐車が必要となることから、交通誘導警備員を配置すること。道路管理者及び所轄警察署の打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。交通誘導警備員の配置は、次のとおりとする。

なお、交通誘導警備員A及びBとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	配置員数	編成	昼夜区分	交代要員の有無
国道 422 号	1 名／日	交通誘導警備員 A	昼間	無し
国道 422 号	1 名／日	交通誘導警備員 B	昼間	無し

第6章 その他

第1条（その他）

1. この特記仕様書に記載されていない事項が、発生した場合は監督職員と協議の上決定とする。
2. 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。
3. 実施にあたっては、担当課と十分な連絡を行うこと。また、監督職員の指示に対しては、遅延なく対応すること。
4. 調査によって一時的に撤去する獣害柵や侵入防止柵については、受注者によって復旧を行うこと。
5. 工程管理を的確に実施し、工期を遵守するように努めること。
6. 受注者は、地盤情報（ボーリング柱状図および土質試験結果一覧表）を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開の可否について、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を滋賀県の定める「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）[委託業務編]」に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRs に格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。検定費はボーリング 1 本あたり 2,000 円を計上（諸経费率算定の対象外）している。
7. ボーリング調査を完了した上で、追加の土質調査実施についての協議を令和 8 年 12 月上旬までに監督職員と行うこと。

別紙 1 (耐震調査作業項目及び内容)

●耐震調査業務(曾根池)

作 業 項 目	作 業 内 容
計画準備	業務に関する設計図書、指示事業及び貸与資料を把握し、業務を実施するにあたっての調査方針、技術方針およびスケジュールの検討を行い、業務計画書を作成する。
現地踏査	ため池の周辺状況について現地で確認を行う。主に堤体横断測量の位置・貯水位・ボーリング調査位置を確認する。
浸透流の検討	安定計算に必要なため、浸潤線を算定する。なお、液状化判定や安定計算で使用するFWL(満水位)における堤体・基盤の地下水面は、下流法面の法先基盤の地下水位・浸潤点を設定し、カサグランデ式又はデュピットの仮定等により推定するものとする。
堤体の安定計算 (円弧すべり法、kh法)	基本水平震度 K_h の大きさはレベル1地震動を想定しており、滋賀県はすべて強震帯であることから設計水平震度 $K_h=0.15$ を使用し、解析を行い、数値結果の算出を行う。
耐震性能評価・照査	解析結果で求められた安全率、沈下量を基に、堤体の耐震性能について、所定の性能を有しているのか等を検討し、評価を行うと共に業務に対する照査取りまとめを行う。 K_h 法では、 $F_s \geq 1.2$ が照査基準となる。
点検とりまとめ	上記作業の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

※上記黄色表記の作業項目については過年度の耐震調査にて実施済みの項目であり本業務では実施しないこととするが、過年度の調査と異なる土層が確認され、再検討が必要となった場合は追加実施すること。その場合は設計変更の対象とする。

別紙2 (土質調査作業項目及び数量)

作業項目と作業数量は下記のとおりである。

耐震調査業務（1池）									
項 目		摘 要	単位	堤体中央	堤体上流	堤体下流			合計
ボー リ ン グ	オール コア φ66mm	粘土・シルト	m		1.00	1.00			2.00
		砂・砂質土						0.00	
		礫混じり土砂			4.00	4.00		8.00	
		玉石混じり土砂						0.00	
	小 計				5.00	5.00		10.00	
	ノンコ ア φ116mm	粘土・シルト						0.00	
		砂・砂質土						0.00	
		礫混じり土砂						0.00	
		玉石混じり土砂						0.00	
	小 計				0.00	0.00		0.00	
合 計			5.00	5.00		10.00			
標準貫入試験		粘土・シルト	回		1	1			2
		砂・砂質土						0	
		礫混じり土砂			4	4		8	
		玉石混じり土砂						0	
合 計			5.00	5.00			10		
サンプリング		デニソン φ116mm	試料						0
		トリプル φ116mm						0	
合 計				0	0			0	
現場透水試験		ケーシング法	回	済	0	1			1
		合 計		済	0	1			1
PS検層		深度20m以下	回						0
密度検層（連続）		深度20m以下	回						0
キャリバー検層（連続）		深度20m以下	回						0
室 内 土 質 試 験		①（JIS A 1202）土粒子の密度試験	回	済					0
		②（JIS A 1203）土の含水比試験		済					0
		③（JIS A 1204）土の粒度試験（ふるい+沈降）		済					0
		④（JIS A 1205）土の液性限界試験		済					0
		⑤（JIS A 1205）土の塑性限界試験		済					0
		⑥（JIS A 1225）土の湿潤密度試験		済					0
		⑦（JGS 0523）土の三軸圧縮（C _U ber）試験		済					0
		⑧（JIS A 1210）突き固めによる土の締固め試験							0
		⑨（JGS 0541）土の繰返し非排水三軸試験（液状化試験）＋ （JGS 0523）土の圧密非排水（C _U bar）三軸圧縮試験 φ50							0
		⑩（JGS 0542）土の繰返し非排水三軸試験（変形特性試験） φ50 粘性土							0
		⑪（JGS 0542）土の繰返し非排水三軸試験（変形特性試験） φ50 砂質土							0
足場仮設	平坦地	箇所						0	
	傾斜地（30° 以上45° 未満）	箇所			1			1	
	水上足場	箇所		1				1	
運搬工（人肩運搬）50m超100m以下			t					0	
運搬工（特装車：クローラ）100m以下			t		3.7			3.7	
運搬工（特装車：クローラ）100m超300m以下			t					0.0	
運搬工（特装車：クローラ）300m超500m以下			t					0.0	
運搬工（モノレール）50m以下			t					0.0	
運搬工（モノレール）50m超100m以下			t					0.0	
運搬工（モノレール）100m超200m以下			t					0.0	

1. 令和5年度に当課が実施した土質試験を「済」と記載しており、本業務では該当土層の土質試験を実施しないこととする。(詳細は第2章第4条 (貸与資料等) を参照のこと)

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市長 様 (報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受注者	所在地	(本社)	電話 () FAX () —
		(現場事務所)	電話 () FAX () —
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名)	電話 () —
		(対応者) 所属会社名	電話 () —
		氏名	
		役職	
不当介入の 行為者	住所	電話 () FAX () —	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () FAX () —	—
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃	

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
4 ※の欄は、警察署において記入すること。